

太平洋広域漁業調整委員会指示第 29 号の 9 に基づく 沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領の一部改正について

当委員会では、太平洋クロマグロの管理を進めるため、太平洋広域漁業調整委員会指示第 29 号を発出して「沿岸くろまぐろ漁業」の承認制を実施し、その承認に係る事務処理は事務処理要領に基づき遂行されてきた。このたび、以下に掲げる理由により、事務取扱要領の一部改正を行う。

【改正の理由】

今まで、委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認については、ほかの委員会指示と同様に会長の専決事項として処理を行ってきたが、その承認行為について必要な規定が整備されていなかったため。

【改正の内容】

(1) 上記の理由から、以下の規定を新たに追加する。

1. 事務処理の専決及び結果報告

委員会指示の 3 及び 4 に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

(2) その他一部文言の修正を行う。

改正後	改正前
<p>太平洋広域漁業調整委員会指示第29号の9に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領</p> <p style="text-align: center;">平成 30 年3月 27 日 策定 令和元年 11 月 20 日一部改正</p> <p>太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、委員会指示第29号(以下「委員会指示」という。)の9に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。</p> <p><u>1. 事務処理の専決及び結果報告</u> <u>委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。</u></p> <p><u>2. 操業の承認について</u> 委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。</p> <p>(1) 承認条件について</p> <p>① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、</p> <p>1) 平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までは、漁業協同組合や市場での仕切り伝票等でくろまぐろを水揚げしたことが分かる書類</p> <p>2) 平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までは、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書</p> <p>とし、それぞれの書類の写しを添付するものとする。</p> <p>なお、1)の書類に該当する書類かどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。</p> <p>② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。</p> <p>③ 委員会指示の3の(1)のロの操業自粛要請に明らかに応じなかった漁業者でない旨の意見書については、</p> <p>1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が操業自粛要請に応じないことを明らかにしている場合</p> <p>2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、操業自粛要請に係る指導に応じない、協力が得られない等の指摘があった場合</p> <p>等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って構わないものとする。</p>	<p>太平洋広域漁業調整委員会指示第29号の9に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領</p> <p style="text-align: center;">平成 30 年3月 27 日</p> <p>太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、委員会指示第29号(以下「委員会指示」という。)の9に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>1. 操業の承認について</u> 委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。</p> <p>(1) 承認条件について</p> <p>① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、</p> <p>1) 平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までは、漁業協同組合や市場での仕切り伝票等でくろまぐろを水揚げしたことが分かる書類</p> <p>2) 平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までは、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書</p> <p>とし、それぞれの書類の写しを添付するものとする。</p> <p>なお、1)の書類に該当する書類かどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。</p> <p>② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。</p> <p>③ 委員会指示の3の(1)のロの操業自粛要請に明らかに応じなかった漁業者でない旨の意見書については、</p> <p>1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が操業自粛要請に応じないことを明らかにしている場合</p> <p>2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、操業自粛要請に係る指導に応じない、協力が得られない等の指摘があった場合</p> <p>等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って構わないものとする。</p>

なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は平成30年5月18日のため、委員会指示の3の(1)の口の「操業自粛要請に明らかに応じなかった漁業者でない」旨の意見書は、第3管理期間の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況を意見したものとなるので、意見書の以後、第3管理期間中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示7の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認について

委員会指示の4の(4)で、現に承認を受けた者から当該承認に係る地位を承継して承認を受ける場合(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県間での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、日本海・九州西広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも構わない。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(4)、4の(7)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道府県の区分に応じ、以下の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道府県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道府県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

都道府県	委員会事務局及び所在地
北海道	仙台漁業調整事務所 (〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3-15)
青森県	
岩手県	
宮城県	
福島県	
茨城県	
千葉県	水産庁 (〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1)
東京都	
神奈川県	
静岡県	
愛知県	
三重県	
高知県	

なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は平成30年5月18日のため、委員会指示の3の(1)の口の「操業自粛要請に明らかに応じなかった漁業者でない」旨の意見書は、第3管理期間の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況を意見したものとなるので、意見書の以後、第3管理期間中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示7の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認について

委員会指示の4の(4)で、現に承認を受けた者から当該承認に係る地位を承継して承認を受ける場合(以下「承継承認」という。)以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県間での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、日本海・九州西広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも構わない。

2. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(4)、4の(7)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道府県の区分に応じ、以下の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道府県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道府県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

都道府県	委員会事務局及び所在地
北海道	仙台漁業調整事務所 (〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3-15)
青森県	
岩手県	
宮城県	
福島県	
茨城県	
千葉県	水産庁 (〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1)
東京都	
神奈川県	
静岡県	
愛知県	
三重県	
高知県	

和歌山県
徳島県
愛媛県
大分県

4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)、(3) に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、住所変更とする。
- (2) 委員会指示の4の(3)の使用船舶の変更で代船に係るものは、
 - ① 承認を受けた者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
 - ② 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。

5. 承認証の再交付の申請

委員会指示の4の(2)、(5)、(6)で申請又は届出書類に、「現に所持している承認証を添える」場合で、承認証を亡失した場合は、承認証に替えて、委員会指示の6の承認証の再交付の申請を同時に行うものとする。

6. その他

- (1) 委員会指示の承認申請等で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなるので、参考とされたい。
- (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業法(昭和24年法律第267号)第52条第1項の指定漁業のうち、近海かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船により我が国200海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に応じることを条件に、委員会指示では近海かつお・まぐろ漁業として扱うものとする。
- (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。
 - ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。
 - ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に

和歌山県
徳島県
愛媛県
大分県

3. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)、(3) の以下により取り扱うものとする。

- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、住所変更とする。
- (2) 委員会指示の4の(3)の使用船舶の変更で代船に係るものは、
 - ① 承認を受けた者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
 - ② 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。

4. 承認証の再交付の申請

委員会指示の4の(2)、(5)、(6)で申請又は届出書類に、「現に所持している承認証を添える」場合で、承認証を亡失した場合は、承認証に替えて、委員会指示の6の承認証の再交付の申請を同時に行うものとする。

5. その他

- (1) 委員会指示の承認申請等で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなるので、参考とされたい。
- (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業法(昭和24年法律第267号)第52条第1項の指定漁業のうち、近海かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船により我が国200海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に応じることを条件に、委員会指示では近海かつお・まぐろ漁業として扱うものとする。
- (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。
 - ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。
 - ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に

割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。

割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。

別表 くろまぐる漁業承認申請等に必要書類の一覧表

		様式 ^{※1}						旧承認証	承認番号の対応	摘要
		第一号	第一号の二	第三号	第三号の二	第四号	第六号			
変更申請	承認証の記載事項 ^{※2} に変更がない場合	—	—	○	○	—	△	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正（承認証は交付しない）。
	変更がある場合	—	—	○	○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		—	—	○	○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	—	—	○	○	○	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規（者も船も変わる）	○	○	—	—	○	△	○	新番号を付与	変更後の承認証を交付する。
再交付申請		—	—	—	—	—	○	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	—	—	—	○	—	△	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1 第一号:申請書頭紙、第一号の二:申請者一覧表、第三号:変更申請書、第三号の二:変更申請書、第四号:廃業届、第六号:再交付申請書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名

- ・承認証下欄の左肩の日付は、変更申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・変更承認証の承認期間にかかる記載は平成30年7月1日～**令和2年**6月30日とする（始期を変更に係る決裁の施行日としない。）
- ・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項（再交付、書換交付、日付など）の記載は要しない。
- ・廃業届への実印押印、印鑑証明書の添付は要しない。
- ・上記変更申請等のいずれの場合においても、都道府県による漁船原簿の確認行為及び確認印の押印（もしくは漁船原簿の添付）を要する。
- ・変更申請、代船申請、承継申請の際、旧承認証を紛失した場合には、様式第六号（再交付申請書）を添付する。ただし、再交付は行わず、変更承認証の交付で代える。

別表 くろまぐる漁業承認申請等に必要書類の一覧表

		様式 ^{※1}						旧承認証	承認番号の対応	摘要
		第一号	第一号の二	第三号	第三号の二	第四号	第六号			
変更申請	承認証の記載事項 ^{※2} に変更がない場合	—	—	○	○	—	△	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正（承認証は交付しない）。
	変更がある場合	—	—	○	○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		—	—	○	○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	—	—	○	○	○	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規（者も船も変わる）	○	○	—	—	○	△	○	新番号を付与	変更後の承認証を交付する。
再交付申請		—	—	—	—	—	○	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	—	—	—	○	—	△	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1 第一号:申請書頭紙、第一号の二:申請者一覧表、第三号:変更申請書、第三号の二:変更申請書、第四号:廃業届、第六号:再交付申請書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名

- ・承認証下欄の左肩の日付は、変更申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・変更承認証の承認期間にかかる記載は平成30年7月1日～**平成32年**6月30日とする（始期を変更に係る決裁の施行日としない。）
- ・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項（再交付、書換交付、日付など）の記載は要しない。
- ・廃業届への実印押印、印鑑証明書の添付は要しない。
- ・上記変更申請等のいずれの場合においても、都道府県による漁船原簿の確認行為及び確認印の押印（もしくは漁船原簿の添付）を要する。
- ・変更申請、代船申請、承継申請の際、旧承認証を紛失した場合には、様式第六号（再交付申請書）を添付する。ただし、再交付は行わず、変更承認証の交付で代える。

太平洋広域漁業調整委員会指示第29号の9に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(案)

平成 30 年 3 月 27 日策定
令和元年 11 月 20 日一部改正

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、委員会指示第29号(以下「委員会指示」という。)の9に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. 事務処理の専決及び結果報告

委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2. 操業の承認について

委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。

(1) 承認条件について

① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、

- 1) 平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までは、漁業協同組合や市場での仕切り伝票等でくろまぐろを水揚げしたことが分かる書類
 - 2) 平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までは、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書
- とし、それぞれの書類の写しを添付するものとする。

なお、1)の書類に該当する書類かどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。

② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。

③ 委員会指示の3の(1)のロの操業自粛要請に明らかに応じなかった漁業者でない旨の意見書については、

- 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が操業自粛要請に応じないことを明らかにしている場合
- 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、操業自粛要請に係る指導に応じない、協力が得られない等の指摘があった場合

等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って構わないものとする。

なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は平成30年5月18日のため、委員会指示の3の(1)の口の「操業自粛要請に明らかに応じなかった漁業者でない」旨の意見書は、第3管理期間の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況を意見したものとなるので、意見書の以後、第3管理期間中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示7の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認について

委員会指示の4の(4)で、現に承認を受けた者から当該承認に係る地位を承継して承認を受ける場合(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県間での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、日本海・九州西広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも構わない。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(4)、4の(7)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道府県の区分に応じ、以下の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道府県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道府県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

都道府県	委員会事務局及び所在地
北海道	仙台漁業調整事務所 (〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3-15)
青森県	
岩手県	
宮城県	
福島県	
茨城県	
千葉県	
東京都	
神奈川県	

静岡県
愛知県
三重県
高知県
和歌山県
徳島県
愛媛県
大分県

4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)、(3)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、住所変更とする。
- (2) 委員会指示の4の(3)の使用船舶の変更で代船に係るものは、
 - ① 承認を受けた者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
 - ② 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
 とする。

5. 承認証の再交付の申請

委員会指示の4の(2)、(5)、(6)で申請又は届出書類に、「現に所持している承認証を添える」場合で、承認証を亡失した場合は、承認証に替えて、委員会指示の6の承認証の再交付の申請を同時に行うものとする。

6. その他

- (1) 委員会指示の承認申請等で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなるので、参考とされたい。
- (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業法(昭和24年法律第267号)第52条第1項の指定漁業のうち、近海かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船により我が国200海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に応じることを条件に、委員会指示では近海かつお・まぐろ漁業として扱うものとする。
- (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。

る。

- ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。
 - ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。

別表 くろまぐる漁業承認申請等に必要書類の一覧表

		様式※1						旧承認証	承認番号の対応	摘要
		第一号	第一号の二	第三号	第三号の二	第四号	第六号			
変更申請	承認証の記載事項※2に変更がない場合	—	—	○	○	—	△	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正（承認証は交付しない）。
	変更がある場合	—	—	○	○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		—	—	○	○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	—	—	○	○	○	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規（者も船も変わる）	○	○	—	—	○	△	○	新番号を付与	変更後の承認証を交付する。
再交付申請		—	—	—	—	—	○	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	—	—	—	○	—	△	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1 第一号:申請書頭紙、第一号の二:申請者一覧表、第三号:変更申請書、第三号の二:変更申請書、第四号:廃業届、第六号:再交付申請書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名

- ・承認証下欄の左肩の日付は、変更申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・変更承認証の承認期間にかかる記載は平成30年7月1日～令和2年6月30日とする（始期を変更に係る決裁の施行日としない。）
- ・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項（再交付、書換交付、日付など）の記載は要しない。
- ・廃業届への実印押印、印鑑証明書の添付は要しない。
- ・上記変更申請等のいずれの場合においても、都道府県による漁船原簿の確認行為及び確認印の押印（もしくは漁船原簿の添付）を要する。
- ・変更申請、代船申請、承継申請の際、旧承認証を紛失した場合には、様式第六号（再交付申請書）を添付する。ただし、再交付は行わず、変更承認証の交付で代える。

